

改正

平成24年9月3日告示第135号

平成24年9月28日告示第143号の2

平成30年8月28日告示第99号

庄原市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林産物の有害鳥獣による被害を防止するため、農林業者その他市長が適当と認める団体若しくは個人（以下「団体等」という。）が実施する有害鳥獣被害防止対策事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、本市における農林産業の振興を図り農林家経営の安定向上に資するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象者は、市内に住所を有する団体等で、補助の対象となる事業、経費及び補助率（額）は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請の手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

3 有害鳥獣防除事業（有害鳥獣防除柵設置事業に限る。）及び狩猟免許取得助成事業は、補助金の交付手続の特例として、事業完了後に申請をすることができる。

4 前項の事業に係る補助金の申請手続については、規則第5条第1項第1号中「事業計画書」とあるのは「事業実績報告書」と、同項第2号中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、規則第6条第1項中「額を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「額を決定するものとする。」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第2項に規定する「指示又は条件」は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業は、予定の期間内に完了させ、速やかに市長の完了検査を受けること。

(申請の取下げ)

第5条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助団体等」という。)は、決定通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(届出の義務)

第6条 補助団体等は、事業着手と同時に着手届を、完成と同時に完成届を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第7条 規則第10条第1項の規定による事業計画変更の承認申請は、別表の重要変更欄に掲げる変更の場合に行うものとする。

2 前項の規定により、事業計画の変更の承認を受けようとするときは、計画変更承認申請書(様式第4号)に計画変更計画書(様式第2号)及び収支予算の変更を伴うものにあつては、収支予算書(様式第3号)を添えて市長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消すことができるのは、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(状況報告)

第9条 市長は必要に応じ、補助事業の遂行状況に関し、状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助団体等は、補助事業等が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業実績報告書(様式第5号)に収支決算書(様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類の提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、30日を経過した日又は当該補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日と

する。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体等に通知するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

(交付の請求)

第12条 補助団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに交付請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の概算請求)

第13条 規則第14条第1項ただし書により概算払を受けようとする補助団体等は、概算請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第14条 規則第15条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、別に特別の定めがない限り、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産の処分制限)

第15条 補助金の交付を受けた補助団体等は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて指定するもの

2 前項に定める財産の処分の制限をする期間並びに処分を制限する財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間及び財産とし、同省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の庄原市農林漁業振興補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第112号)の規定により交付決定されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。

(平成30年7月豪雨による災害における有害鳥獣防除柵設置事業の特例)

3 平成30年7月豪雨による災害において損壊し、又は滅失等した有害鳥獣防除柵を復旧する事業で、平成33年3月31日までに完了するもの(以下「復旧事業」という。)については、別表の規定にかかわらず、補助対象とする。ただし、本要綱に定める補助金と類似する補助金等の交付を受けた復旧事業については、補助対象としない。

4 復旧事業の補助率は、別表の規定に関わらず、対象経費の1/2以内とする。

5 復旧事業に係る補助金の交付申請については、平成33年3月31日までに行うものとする。

附 則 (平成24年9月3日告示第135号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年9月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月28日告示第143号の2)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月28日告示第99号)

この告示は、平成30年8月29日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

別表 (第2条、第7条関係)

番号	事業名	対象経費		補助率(額)	重要な変更	
					経費配分の変更	事業変更
1	有害鳥獣防除事業	(1) 有害鳥獣防除柵設置事業	個人で有害鳥獣から農林産物の被害を防護するための資材購入に要する経費 ① 電気牧柵 ② ネット	対象経費の1/2以内 又は60千円のいずれか低い額 同一年度1世帯当たり		

			<p>③ フェンス</p> <p>④ トタン</p>	<p>60千円を限度とする。ただし、経営面積が2.6ha以上の大規模農家については、同一年度1世帯当たり120千円を限度とする。</p>		
			<p>地域で有害鳥獣から農作物の被害を防護するための資材購入に要する経費</p> <p>① 電気牧柵</p> <p>② ネット</p> <p>③ フェンス</p> <p>④ トタン</p>	<p>対象経費の1/2以内又は当該地域の世帯数に60千円を乗じた額のいずれか低い額</p> <p>同一年度の当該地域の世帯数に60千円を乗じた額を限度とする。</p>		
		(2) 有害鳥獣捕獲柵設置事業	<p>地域又は個人で有害鳥獣から農作物の被害を防護するための捕獲柵購入に要する経費</p> <p>① 囲いわな</p> <p>② 箱わな</p>	<p>対象経費の1/2以内又は80千円のいずれか低い額</p> <p>1基当たり80千円を限度とし、同一年度地域の場合は3基まで、個人の</p>		

				場合は1基までとする。		
2	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	広島県農業振興対策事業費補助金交付要領（昭和56年12月15日制定）に基づき実施される事業に要する経費		対象経費の全額又は市長が別に定める限度額のいずれか低い額	同左	同左
3	集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業（鳥獣被害対策モデル集落設置支援事業）	集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業（鳥獣被害対策モデル集落設置支援事業）実施要領（平成24年4月2日施行）に基づき実施される事業に要する経費		集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業（鳥獣被害対策モデル集落設置支援事業）実施要領に準ずる。	同左	同左
4	狩猟免許取得助成事業	(1) 新規狩猟免許取得	① 免許取得のための新規狩猟免許試験費 ② 初心者狩猟免許試験講習会経費 ③ 銃の所持許可経費 ④ 健康診断証明経費	対象経費の3/4以内		
		(2) 狩猟免許更新	① 狩猟免許更新費用 ② 銃の所持許可経費 ③ 健康診断証明経費	対象経費の3/4以内		

備考 国県の補助事業等で特別の定めのある場合を除き、補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切捨てとする。

様式（省略）